

(2) 別表 (1~4)

(別表1) 事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

(洪水)

八幡浜市保内町では平成30年7月豪雨災害によって大規模な洪水被害を受け、市内全体では床上浸水が19棟、床下浸水が252棟という住宅被害が生じた。特に保内町では、喜須来地区及び宮内地区、川之石地区の被害が大きかった。今回の豪雨災害は、約28年ぶり(平成3年の7月豪雨と同年9月の台風19号による被害)ではあるが、前回は凌ぐ被害であった。今後の災害リスクとしては、この規模の洪水被害を想定している。

(土砂災害)

八幡浜市作成の当町の防災ハザードマップによると、土砂災害の発生のおそれのある危険箇所は、町内全域に点在している。八幡浜市総務課危機管理・原子力対策室の資料によると、土石流危険渓流箇所50箇所(被災地域戸数996戸)、急傾斜地危険区域27箇所(被災地域戸数338戸)、地すべり危険箇所29箇所(被災地域戸数2023戸)の被害が懸念されている。

(地震)

日向灘から駿河湾までの太平洋沿岸を含む南海トラフ沿いの地域では、今後30年以内に大地震が発生する確率は70~80%程度と予測されている(南海トラフ巨大地震)。このほかにも、愛媛県を横断する中央構造線断層帯の地震や安芸灘~伊予灘~豊後水道で発生する芸予地震も想定されている。

(その他)

当町は山と海を有し、町土の90%近くが丘陵地・山間地である。町の中央部には、喜木川と宮内川が流れ、この河川沿いに平野が開け、川之石湾へと続いている。2つの川に流れ込む小河川は多数あり、いずれも短小で流域も狭い。しかし、急斜面の地形に沿っているため増水時の危険度は高く、これまでも多々水害に見舞われている。特に、平成3年の台風19号等においては風雨による災害等で広範囲に多大な被害を及ぼし、人的被害他、床上・床下浸水、堤防損壊等に加え、農作物・樹体被害額が約6億6千万円に上る。

また、当町の気候は適当な寒暖があり、伊予灘側と宇和海側では多少の気温差がある。特に冬季においては、伊予灘側は北西の季節風が吹き、しける時が多い。年間平均気温は17度、年間平均降水量1439.5mm(いずれも保内町誌による)となっている。

- ・八幡浜市地域防災計画の概要版(修正)
<http://www.city.yawatahama.ehime.jp/docs/2019120300035/files/keikaku-gaiyou.pdf>
- ・八幡浜市地域防災計画(風水害対策編)
<http://www.city.yawatahama.ehime.jp/docs/2014110500068/files/02fusuigai.pdf>
- ・八幡浜市地域防災計画(地震災害対策編)
http://www.city.yawatahama.ehime.jp/docs/2014110500068/files/03jishin_1.pdf
- ・八幡浜市地域防災計画(津波災害対策編)
<http://www.city.yawatahama.ehime.jp/docs/2014110500068/files/05tunami.pdf>
- ・八幡浜市地域防災計画(原子力災害対策編)
<http://www.city.yawatahama.ehime.jp/docs/2014110500068/files/01genshiryoku.pdf>
- ・八幡浜市地域防災計画(資料編)
http://www.city.yawatahama.ehime.jp/docs/2014110500068/files/05shiryoku_h31.pdf
- ・八幡浜市防災ハザードマップ
<http://www.city.yawatahama.ehime.jp/docs/2014110500075/> (津波)
<http://www.city.yawatahama.ehime.jp/docs/2017041400018/> (土砂災害)
- ・愛媛県水害リスクマップ<八幡浜市(旧保内町)>
<https://www.pref.ehime.jp/h40600/suibou/documents/50.pdf>

(2) 商工業者の状況

- ・商工業者数 378人
- ・小規模事業者数 310人

【内訳：商工会調査】

| 業種 | | 商工業者数 | 小規模事業者数 | 備考 (事業所の立地状況等) |
|------|--------|-------|---------|-------------------|
| 商工業者 | 建設業 | 80 | 66 | 町内に広く分散している |
| | 製造業 | 52 | 43 | 沿岸部や宮内川沿いに多い |
| | サービス業 | 93 | 76 | 町内に広く分散している |
| | 卸・小売業等 | 153 | 125 | 町内に広く分散している |

(3) これまでの取組

1) 八幡浜市の取組

- ・「八幡浜市地域防災計画」を策定し、防災訓練を定期（年1回）に実施している。
- ・防災備蓄物資として、市役所保内庁舎等に（飲料水、非常食、毛布等）を備蓄している。

2) 本会の取組

- ・事業者BCPに関する国の施策の周知を図ってきた。
- ・愛媛県火災共済協同組合と協力し、火災共済への加入を推進してきた。
- ・防災備品として、会館に（スコープ、懐中電灯等）を備蓄している。
- ・八幡浜市や保内町内の地区が実施する防災訓練の際には、参加及び協力してきた。

II 課題

現状では、緊急時の取組について漠然的な記載にとどまり、協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。

更には、BCP策定等に関する助言を行える当会経営指導員等職員が不足しているといった課題が浮き彫りになっている。

III 目標

- ・小規模事業者に対して災害リスクの認識を促すとともに、事前の計画策定等を支援する。
 - ▼スタートアップ型の簡易（A3版1枚程度）な事業者BCP策定 30社
 - ▼事業継続力強化計画認定 15社
 - ▼各種共済・保険制度への加入推進（見直し含む） 30社
- 《対象共済・保険制度》
 - 火災保険、業務災害保険、ビジネス総合保険、経営者休業補償、休業対応応援共済、福祉共済、貯蓄共済、その他
- ・発災時における情報共有を円滑に行うため、本会と愛媛県や八幡浜市等との被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、組織内及び関係機関との連携体制を平時から構築する。

※上記内容に変更が生じた場合は、速やかに愛媛県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和2年7月15日～令和7年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

本会では、多発する自然災害や事故・病気など、日々の様々な経営リスクから企業を守り事業継続を支援する。支援にあたっては、本会与八幡浜市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業に取り組む。

< 1. 事前の対策 >

「八幡浜市地域防災計画」と当計画との整合性を図り、発災時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回及び窓口経営指導時にハザードマップやリスクチェックシート等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。
- ・会報や市広報・ホームページ・メールマガジン等において、国の施策の紹介やリスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・巡回経営指導時に、小規模事業者に対して事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組の推進や効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや保険相談会の開催、行政の施策の紹介等を行う。
- ・事前に固定資産や所有物等の写真をとるように指導し、万が一の場合、台帳との紐付けができるように備える。

2) 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・本会は、全国商工会連合会様式をもとに事業継続計画を作成する（令和2年完成予定）。

3) 関係団体等との連携

- ・全国商工会連合会が連携協定を結ぶ損害保険会社に専門家の派遣を依頼し、小規模事業者を対象としたBCP作成セミナーや損害保険の紹介等を行う。
- ・関係機関に対し、普及啓発ポスター掲示やセミナー共催を依頼する。

4) フォローアップ

- ・巡回経営指導時に、小規模事業者の事業者BCPの策定及び取組状況を確認する。
- ・保内町事業継続力強化支援協議会〔仮称〕（構成員：本会、八幡浜市）を年1回開催し、状況確認や改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（震度6の地震及び平成30年7月豪雨災害規模の豪雨）が発生したと仮定し、八幡浜市との連携体制を確認する。

< 2. 発災後の対策 >

自然災害等による発災時には、人命救助に最優先で取り組み、そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後1時間以内に職員の安否報告を行う。
（「商工会災害対応システム」を活用して本会職員間での安否確認を行うとともに、業務従事の可否や大まかな被害状況；家屋被害、道路状況等を本会与八幡浜市で共有する。）

2) 応急対策の方針決定

- ・本会と八幡浜市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
(豪雨における例) 職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する等。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、1日以内に情報共有する。

(例：被害規模の目安は以下を想定)

| | |
|-----------|--|
| 大規模な被害がある | <ul style="list-style-type: none"> ・地区内10%程度の事業所で「瓦が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内1%程度の事業所で「床上浸水」「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれている地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。 |
| 被害がある | <ul style="list-style-type: none"> ・地区内1%程度の事業所で「瓦が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内0.1%程度の事業所で「床上浸水」「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 |
| ほぼ被害がない | <ul style="list-style-type: none"> ・目立った被害の情報がない。 |

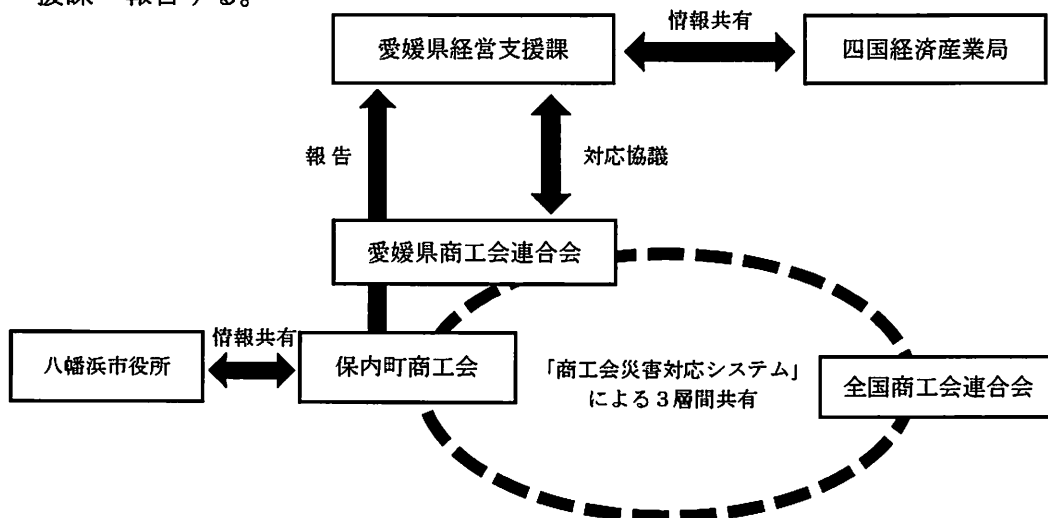
※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・当計画により、本会と当市は以下の頻度で被害情報等を共有する。

| | |
|---------|-----------|
| 発災後～1週間 | 1日に3回共有する |
| 1週間～2週間 | 1日に2回共有する |
| 2週間～1ヶ月 | 1日に1回共有する |
| 1ヶ月以降 | 2日に1回共有する |

< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・本会と八幡浜市は被害状況の確認方法や被害額（建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・本会と八幡浜市が共有した情報を「商工会災害対応システム」を活用して愛媛県経営支援課へ報告する。



< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・八幡浜市と相談のうえ、安全性が確認された場所において、特別相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や都道府県、市等の施策）について、小規模事業者等へ周知する。

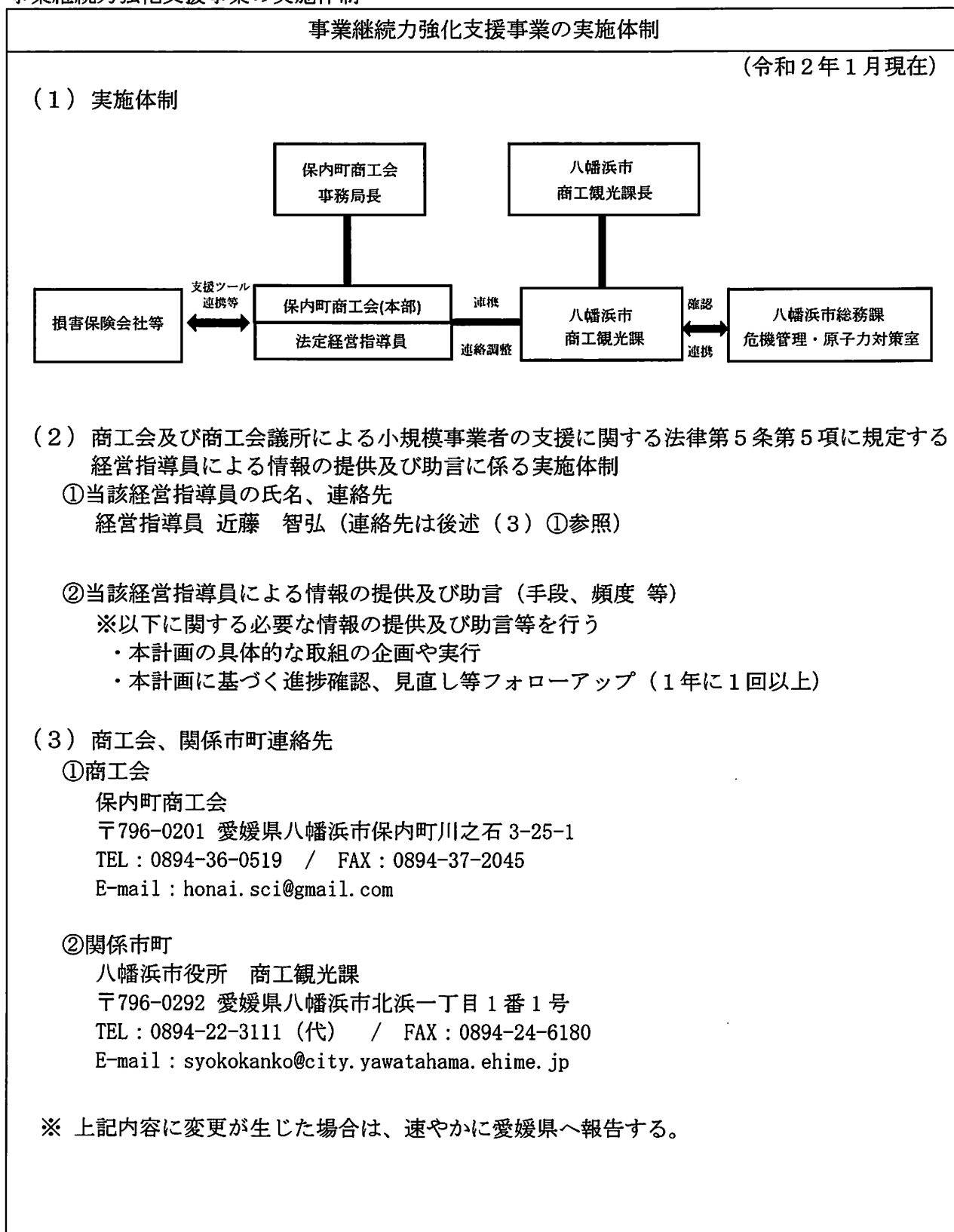
< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- ・愛媛県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を愛媛県商工会連合会に依頼する。

※ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに愛媛県へ報告する。

(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表 3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

| | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 | 令和 5 年度 | 令和 6 年度 |
|--------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 必要な資金の額 | 250 | 250 | 250 | 300 | 300 |
| ・ 専門家派遣費 | 100 | 100 | 100 | 150 | 150 |
| ・ 協議会運営費 | 30 | 30 | 30 | 30 | 30 |
| ・ セミナー開催費 | 70 | 70 | 70 | 70 | 70 |
| ・ パンフ、チラシ作製費 | 50 | 50 | 50 | 50 | 50 |

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

| 調達方法 |
|----------------|
| 会費収入、八幡浜市補助金 等 |

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。